平成２７年（フ）第５号
熊本県人吉市矢黒町2116番地２　山本アパート３
債務者　川口　直人
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第７９号
静岡県浜松市東区小池町1605番地の１　レリブ小池Ｉ102号室
債務者　小林　和一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４０２号
東京都多摩市永山３丁目３―21―103
債務者　窪田　成人
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６３号
神奈川県藤沢市天神町２丁目７番地の１　サングレイト天神Ｃ号室
債務者　高山　　茜（旧姓辻野）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７号
静岡県焼津市高新田1991番地の13
債務者　朝波　晴康（旧姓井村）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８号
静岡県焼津市高新田1991番地の13
債務者　朝波千代子（旧姓井村）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３号
静岡市駿河区石部33番７号
債務者　高井　信一
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５３２号
仙台市青葉区小松島４丁目９番10号　千秋荘11
破産者　日下　美加
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
山形県鶴岡市下山添字中通40番地10
破産者　鈴木　和弘
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第４４０号
横浜市港北区篠原北１丁目28番46号
破産者　松田　豊治
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
富山市中滝224番地３、開始決定時の住所富山市月岡町３丁目320番地
破産者　宇波　理江
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１号
富山市羽根1243番地９
破産者　和田　拝宏
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
富山市羽根1243番地９
破産者　和田　睦子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５８号
東京都港区麻布台１丁目５番６号　パレス麻布501、旧住所静岡市葵区川合３丁目13番19号
破産者　西村　晴道
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７００号
大阪府吹田市千里山月が丘36番14号、申立時の住所大阪府交野市妙見坂１丁目７番５号
破産者　鴨原　一雄
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０１号
大阪府吹田市千里山月が丘36番14号、申立時の住所大阪府交野市妙見坂１丁目７番５号
破産者　鴨原　真弓
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部